

令和4年度

岐阜市内部統制評価報告書
審査意見書

岐阜市監査委員

(令和5年8月)

岐阜市監第164号

令和5年8月17日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市監査委員 高橋 正

同 渡辺 貴郎

同 中本 一美

同 森 裕之

令和4年度岐阜市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により令和4年度
岐阜市内部統制評価報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

「令和4年度岐阜市内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

市長が作成した令和4年度岐阜市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点等から審査を行った。

3 審査の期間

令和5年7月20日から令和5年8月9日まで

4 審査の実施内容

「岐阜市監査基準」（令和2年3月30日決裁）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価報告書審査実施要領（令和4年6月22日決裁）を作成し、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料の確認や必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかの審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、審査の過程において、報告書に記載された以下の運用上の重大な不備3件を含む運用上の不備37件を市長が把握していることを確認した。

〈報告書に記載された運用上の重大な不備〉

- ①高額療養費の振込遅延（市民生活部）
- ②下水料金の徴収誤り（上下水道事業部）
- ③水路維持管理業務における不適切な事務処理（基盤整備部）

5 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

なお、下記意見に留意されたい。

（報告書附属資料における評価結果に係る記載に対する意見）

業務レベルの内部統制の評価範囲は、内部統制推進部局が選定した8項目の財務リスク及び各課が個別に選定した財務リスクである。しかしながら、報告書附属資

料（以下「附属資料」という。）における業務レベルの内部統制の評価結果は、内部統制推進部局が選定した 8 項目の財務リスク (1,189 件) についてのみ記載され、評価範囲である各課が個別に選定した 34 項目の財務リスク (190 件) は記載されていない。

附属資料における評価結果は、適切に記載されたい。

6 特記事項

各課が個別に選定した財務リスクからも、運用上の不備又は重大な不備に該当する事案が発生している。令和 4 年度に内部統制推進部局が選定した財務リスクは 8 項目であるが、発生頻度や市民・市政への影響度が高い財務リスクについて、追加することを検討されたい。